

## 三重県営スポーツ施設自販機設置事業 契約書（案）

公益財団法人三重県体育協会（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が管理する三重県営〇〇〇〇の建物又は敷地内（以下、「管理物件」という。）に乙の管理する自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置及び管理について、下記により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（使用目的）

第2条 乙は、管理物件を自動販売機設置の用途（以下、「指定用途」という。）に自ら供するものとする。

2 乙は、管理物件を指定用途に供するに当たっては、別添「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（設置期間）

第3条 設置期間は、2019年4月1日から2014年3月31日までとする。

（契約更新等）

第4条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において、本契約の更新（更新の請求及び管理物件の使用の継続によるものを含む。）又は期間の延長は行わないものとする。

（費用負担）

第5条 自販機の設置及び管理により発生する費用については、下記のとおりとする。

（1）自販機の設置、移転及び撤去に関する費用

乙が負担するものとする。

（2）建物・土地使用料

別紙自動販売機一覧に掲げる額を甲が指定する口座に期日までに支払うものとする。

（3）自販機の運転に係る費用

自販機の運転に必要な光熱水費は、全額乙の負担とし、甲が指定する口座に期日までに支払うものとする。

2 既に納付された建物・土地使用料は返還しないものとする。ただし、設置期間中に、乙の責めに帰することができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納付された建物・土地使用料のうち、その期間に係る建物・土地使用料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（光熱水費の納付）

第6条 乙は、特別な場合を除き、本契約に基づき設置した自販機に電気、水道等の使用量を計る専用子メーターを設置するものとする。

2 光熱水費の計算は、甲が契約を締結した電気事業者等との契約に基づき、前項のメーターによる自販機に係る電気等使用量等を計測して計算するものとする。

3 甲は、前項に基づいて計算した電気使用料等を4半期に一度乙に請求し、乙は甲の指定する口座に期日までに納入するものとする。

(業務内容)

第7条 乙は、自販機の維持管理について、下記の業務を行う。

- (1) 商品の補充及び金銭管理（つり銭の補充等含む。）
  - (2) 販売する品目の容器等に応じた回収ボックスの設置及びゴミの回収並びに清掃
  - (3) 自販機の照明等の点灯時間は、甲が指定した時間帯に設定し、省エネルギーに努めるものとする。
- 2 前項第1号において、商品の売切れや釣り銭切れが発生しないよう定期的に点検し、特に商品の賞味期限については十分に留意すること。
- 3 第1項第2号により設置した回収ボックスのゴミの回収と清掃は定期的に行い、施設の美化に努めること。

(売上手数料)

第8条 乙は、自販機によって販売された商品に対して、毎月の売上合計額に対し〇〇.〇パーセントの売上手数料率を乗じた額を、売上手数料（以下、「手数料」という。）として甲が指定する口座へ翌月25日までに納入するものとする。

(延滞金)

第9条 乙は、前条に基づき、甲が定める納期限までに手数料を納入しなかったときは、期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、手数料に年14.5パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなくてはならない。ただし、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(瑕疵担保)

第10条 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない理由により自販機及び商品が汚損又はき損したときは、その汚損又はき損は乙の負担とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、甲の承諾を得ないで自販機の設置する権利を、第三者に移譲し、転貸し、又は管理物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第12条 乙は、管理物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から前項の申請があったときは、遅滞なく精査しその申請に対する回答を乙に対し書面で行うものとする。

(保全義務等)

第13条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって自販機の維持保全に努めなければならない。

- 2 甲は、自販機の保全義務を負わないものとし、自販機について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する費用は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は、自販機が天災その他の理由により第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

(事故の通知)

第14条 乙は、自販機の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちにその状況を甲

に報告しなければならない。

(使用上の損傷等)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により管理物件を滅失し、又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において現状に回復しなければならない。

(実地調査)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、甲の指定する職員をして乙に対しその状況に関して質問させ、管理物件を調査させることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、又は妨げてはならない。

2 管理物件に設置する自販機について、メーターの定期的な測定や端末機械等を使用したデータ収集などにより、売上数量及び売上金額を明確な手法で把握、管理し、甲に書面で提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、本契約に基づく業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 乙は、この契約の履行に関して知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了した後も同様とする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共若しくは公益事業の用に供するため管理物件を必要とするとき、又は管理物件が廃止されるときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、本契約の履行を怠るとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産・特別清算・民事再生・会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人の場合である場合には役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下、この号において、「条例」という。）第2号第1号に規定する暴力団及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（条例及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用する等と認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかにかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入その他契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 第18条の規定に違反したとき。

(8) その他民法上所定の解除事由があるとき。

- 4 乙は、前号第1号から第2号及び第6号から第8号に該当する事由により契約を解除されたときは、契約解除前の売上手数料の一割に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 5 第3項第5号の規定による契約解除の場合には、乙は甲に与えた損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が違約金を甲の指定する期限までに納付しないときは、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

(管理物件の返還)

第20条 乙は、第3条に定める設置期間が満了したとき、又は前条の規定により本契約が解除されたときは、管理物件を現状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りではない。

(損害賠償等)

第21条 乙は、その責めに帰する理由により管理物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による管理物件の損害に対する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第15条の規定により管理物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、甲が第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第3条に定める設置期間が満了したとき、又は第19条第1項及び第3項の規定により甲が本違約を解除した場合において、管理物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費等のその他の費用があっても、甲にこれを請求できない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。  
(疑義の決定)

第24条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所又は所在地 三重県鈴鹿市御園町1669番地  
氏名又は名称 公益財団法人三重県体育協会  
理事長 東地 隆司 ⑩

乙 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩

### 自動販売機の設置場所・手数料率

設置場所	設置箇所	使用面積	設置台数	売上手数料率
	仕様書記載場所	○m <sup>2</sup>	○台	○○.○%
	仕様書記載場所	○m <sup>2</sup>	○台	○○.○%
	仕様書記載場所	○m <sup>2</sup>	○台	○○.○%
	仕様書記載場所	○m <sup>2</sup>	○台	○○.○%
以下、余白				